



山口祭（外宮）祭儀に奉仕する物忌の童女 「神宮司庁」提供



式年遷宮の大事

第七拾二号

編集委員 朝日則安

発行  
 さいたま市大宮区高鼻町1-407  
 埼玉県神社庁  
 電話048(643)3542番  
 編集室  
 庁報印刷  
 アサヒ印刷(株)

五月に入り、例年になく低温の日が多かったが、埼玉県の各田圃にも早苗が植えられ、いよいよ水田耕作が本番を迎えた。

昨年四月、天皇陛下の御聴許をいただき、第六十二回式年遷宮が着々と準備が進められてきた。本年五月二日午前より、神宮に於いては式年遷宮諸行事の最初に執行される祭儀である山口祭が斎行された。遷宮に際しては式年遷宮の用材を切り出す御杣山の山口に坐す神を祀る祭である。内宮は神路山、外宮は高倉山の山口を祭場とし、祭儀に際して、神職や儀式を奉仕する童男童女、神宮司庁職員や参列者により、事始めの「饗膳の儀」が行われた。その後祭場にて、物忌の童が古式に則り草木を刈って祈念する祭儀が奉仕された。またその夜、心の御柱をお伐りする木本祭が斎行され、秘儀の祭儀であったが、今回一部報道陣にも公開された。

神宮では、古儀を重んじ、祭祀を厳修され、一年間の祭典も極めて多く、特に十月に行われる神嘗祭が最も重い祭とされている。天皇陛下御自らも御稲穂を奉られ、国民を養われる御心を伝える大切な祭である。

この祭儀を更に丁寧にしたものが式年遷宮である。式年とは「定め年」を意味し、御社殿の御造営はもとより、御装束、御神宝等を新調し、大御神に旧殿から新殿にお遷り願ひ、若返りを頂くことにより、国民の心を新しく清浄にするという意義がある。

式年遷宮の大事は、昔の手振りを後世に伝えるとともに、日本人の心を伝える大事な祭でもある。八年後の平成二十五年の式年遷宮まで、約三十にも及ぶ大切な祭典や行事が今後執行されるが、まずは御造営の無事を祈念する祭儀が斎行されたのである。

## 憲法と皇室典範の改正をめぐる

大原 康 男

本年五月三日は現憲法と現皇室典範が施行されてから満五十八年になります。明治憲法と明治皇室典範も五十八年たつてその使命を終えることになったことを想起すれば、この年に憲法と皇室典範の本格的な見直しが必要であることにいささか感慨深いものを覚えざるを得ません。そう、五年前に衆参両院に設けられた憲法調査会が最終報告書を提出し、また、小泉純一郎首相の私的諮問機関である「皇室典範を考える有識者会議」が早ければ今秋に報告書をまとめることになっているからです。

まず、憲法ですが、四月八日付の「読売新聞」によれば、同紙が行なった憲法世論調査において、六一%の人が「改正する方がよい」と回答したとのこと。昨年の六五%に次ぐ過去二番目に高い数字だそうで、新しい憲法を求める国民意識が広く定着しつつあることが窺われます。

既に「日本会議」（会長・三好達元最高裁長官）の前身である「日本を守る国民会議」が平成五年に「新憲法の大綱」を公表し、翌六年に読売新聞社の「憲法改正第一次試案」が発表されて以来、今日までいくつもの憲法草案が作られました。十年前にはとても考えられないことです。私が予てから提唱してき

た「第三次私擬憲法時代」の到来と言えるでしょう（明治憲法の制定を前にして六十数編の草案が作成された「第一次私擬憲法時代」、現憲法の制定がGHQから指示され、その厳しい監視のもとで若干の草案が発表された「第二次私擬憲法時代」に続く）。

もちろん、憲法の首章に掲げられている「天皇」に関する規定も対象とされてはいませんが、自衛隊の明文化や環境権などの新しい権利、二院制の再検討、地方自治の徹底などに比べ、必ずしも論議が盛り上がるまでには至っていないことは否めません。

天皇に関する基本的な考え方として、概ね象徴天皇制の維持では共通しつつも、さらに「元首」と明記するかについては論が大きく分かれています。周知のように、従来の政府見解では対外的には天皇は元首であるとしつつも、国内的には曖昧な姿勢に終始してきました。そのために、外国の元首が来日して自衛隊の儀仗を受けるに際しても、国を代表して先導する人がおらず、実に礼を失した対応をしてきたという過去を省みれば、天皇を元首とするきちんとした規定をおくべきなのですが、自民党の「新憲法起草委」小委員会要綱でも両論併記にとどまっています。まだまだ妙なタブーに縛られているのでしょうか。

その一方で興味深い傾向が見られます。それは天皇を我が国の歴史や伝統・文化といった文脈で規定しようとする動きがあることで、たとえば、先の自民党「小委員会要綱」では前文に盛り込むべき要素として「国民は多様な文化を受容して高い独自の文化を形成し、多元的な価値を認め、和の精神で国の繁栄をはかり、国民統合の象徴たる天皇と共に歴史を刻んできた」といった内容のものを挙げています。

また、愛知和男元衆院議員の『平成憲法』愛知私案（第一次案）は「天皇は、日本国を代表するとともに、日本国の伝統、文化及び国民の統合を象徴する」と規定した上で、即位の礼や大喪の礼など「皇室に固有の伝統儀式」を「準国事行為」として行うことができるとしています。いささか古い話ですが、かつて評論家の西部邁氏が作った「憲法改正試案」でも「天皇は、日本国の文化的代表であり、したがって、それに相応した文化的儀式を執り行う」と記されていました。

先記した「日本を守る国民会議」の「新憲法の大綱」をさらに練り上げた「日本会議」の大綱では「天皇は伝統に基づく祭祀、儀礼その他象徴にふさわしい行為を行う」と明記し、「皇室祭祀」が象徴天皇に「ふさわしい行為」であるとして言い切っており、より積極的な規定となっているのが注目されるでしょう。これは戦後久しく「皇室祭祀」が「私的な行事」として扱われたことに強い疑念をい

だき、「ひたすら国家の安寧と世界平和をお願いになっておる」実相からして、むしろ「象徴たる天皇の行事である」と喝破した大金益次郎元侍従長の見解に通じるものと言えます。もっとも、この問題は「天皇」の章だけのことで済まされません。いわゆる政教分離に関わってくるからです。立法論からすれば、津地鎮祭訴訟最高裁判決以来、司法界で定着している柔軟な政教分離原則の解釈の蓄積をもとに、より明確な内容に改めるべきでしょう。

天皇制度に関しても一つ重要な問題は皇位継承の原則に関することです。去る一月二十五日、冒頭に少し触れた「皇室典範に関する有識者会議」(座長・吉川弘之元東大学長)が発足し、これまで六回の会合が開かれました。もっぱら女性天皇の是非を中心に皇室典範の改正を検討し、今秋には報告書をまとめると伝えられていますが、問題とすべき点が多く余りにも多いと思います。

まず、十人の委員の人选に問題がありません。たしかに、各界の錚錚たる人物を集めているとは言えますが、肝心の皇室の制度や歴史・伝統に精通した専門家がほとんどいない点が致命的。我が国の国体の根幹に関わる重要な課題についてどこまで深い議論ができるのか、危惧するのは私だけではないでしょう。もともと現憲法と同様、軍事占領下に占領軍の大きな影響のもとで制定されたという異常な出自を有する現典範は、皇室の歴史・伝

続から見ても、不十分な点が少なくありません。制定されてから半世紀以上も経つてようやく見直しの機会を得たのですから、皇室制度全般を見渡した広範な議論がなされるべきではないでしょうか。女性天皇はその重要なテーマの一つであることはいまでもありませんが、このことに偏ってはなりません。ところで、明治皇室典範の改正には議会は関与できず、その代わりに皇族会議と枢密顧問の諮詢が必要とされてきましたが、一法律に過ぎなくなつた現典範は単純に国会の議決で改正ができます。このように、典範の改正に最も関心を持つておられるはずの皇室のご意向を反映させる法的回路がまったくないというのが著しく公正さを欠くと言わざるを得ません。

現典範には立后や皇族男子の婚姻、皇位継承や摂政就任の順位の変更など、ごく限られた事項を審議する皇室会議が設けられていますが、せめてこの皇室会議、皇族からも二人の議員が選ばれるの権限の中に典範の改正に関する事項を追加すべきではないでしょうか。その上で、具体的な改正事項の検討を始めるというのがこの順序でしょう。

緊急の課題とされている女性天皇に関しては、まず、我が国の皇位継承の歴史を踏まえ、過去に十代八方おられた女帝の意義と役割すべてを男系の女帝であられたこと、概ね次代への「中継ぎ」という役割であったこと、ご在位中は独身であられたこと―を正しく認識

することが先決。浅薄な男女平等論や外国の事例の安易な模倣からやみくもに女性天皇容認論に向かうことは禁物です。

すなわち、女性天皇にゆきつく前に、歴史をふりかえつて皇統を安定的に護持するための可能な限りの方策を講じることを基本姿勢とすることです。たとえば、昭和二十二年に占領軍の圧力によつてやむなく皇籍を離脱された旧皇族の皇籍復帰や、皇族の養子制度の再考などにも視点を広げるべきでしょう。それは次の世代に女性皇族(内親王・女王)しかおられない宮家の存続に直結することでもあるからです。

つらつら顧みれば、継体天皇(第二六代)、光仁天皇(第四九代)、宇多天皇(第五九代)、光格天皇(第一一九代)のご即位は、いずれも皇統の危機に直面していましたが、それぞれの時代の人々の叡智と努力によって克服されてきました。今回の懸案も必ずやそうした過去の教訓を生かして無事に解決するだろうと心より願わずにはおられません。

追記 三月三十一日に行われた第六回の「皇室典範に関する有識者会議」に招かれて私見を陳述してきました。その要旨は六月六日付「神社新報」に掲載されています。

(國學院大學教授)

## 「神宮曆」について

岡田芳朗

### 一、「神宮曆」の起源「伊勢曆」

明治十六年（一八八三）に伊勢神宮から最初の「神宮曆」が発行されてから、今年で百二十二年になる。そのちょうど前半にあたる期間は国の正式の曆として発行され、後半は伊勢神宮の神社曆として頒布されている。

「神宮曆」は近代における国民生活の規範として、また各地神社で編纂頒布されている神社曆の基準として、極めて重要な役割を担ってきた。

ところで、「神宮曆」の歴史は近代に始まるが、その前身として江戸時代初期に始まる「伊勢曆」の存在を忘れるわけにはいかない。「伊勢曆」は神宮の大麻（御祓）と一体を成して、御師によって全国津々浦々にまで頒布されたものであり、その実績を背景として「神宮曆」が誕生したと考えられる。

伊勢曆は寛永八年（一六三二）に森若大夫の開板が始まるが、それは「丹生曆」に影響を受けたものと考えられる。丹生曆は同じ伊勢国の飯高郡丹生郷（現三重県多気郡勢和村丹生）の賀茂杉太夫が戦国時代から発行していた曆である。

伊勢神宮の御師達は大麻を全国に頒布していたが、その際檀那への土産として、鬘斗鮑、伊勢木綿、土人形などさまざまな品を携え

た。そのなかで丹生曆は軽量の上、人々に喜ばれた。

そこで神宮の門前町の山田でも曆を製作しようということになり伊勢曆が誕生した。伊勢曆の版元（曆師）は次第に増加して十数人となり、やがて全国に人気を博して曆の代表格とまでになり、製造部数は江戸時代後半には毎年約二百万部に達した。

伊勢曆の評判を高めた原因の第一は、神宮の大麻と一緒に賦られるところから、信仰的な信頼性が高かったこと。第二は早くから二百十日や八十八夜など庶民の生活に役立つ情報が掲載されていること。そして、第三には折本仕立（折曆）で使い易いことなどが挙げられる。

江戸時代末期に毎年製造された各地の曆の総計は約四百五十万部と推定されるが、その四〇パーセント強が伊勢曆であった。伊勢曆の普及は神宮の信仰を広める上でも大きな役割を果たしていたといえよう。

### 二、「本曆・略本曆」の発行

明治維新は皇祖を奉祀する伊勢神宮の神威を一段と高揚したが、明治四年（一八七二）に御師（師職）が廃止されたため、頒曆の上で大きな障害が生じた。政府は全国の曆師達

を大同団結して頒曆商社という特権会社を組織させ、一万円の冥加金を納める代償として曆の製造と販売の独占権を与えた。

頒曆商社は最初の事業として従来どおり太陽曆による明治六年の曆を製造し、販売を始めた。この曆は政府によって編纂された「官曆」であったわけだが、発売して間もなく突如として、太陽曆への改曆が発表され、その上、明治六年太陽曆は何人も許可を得て発行できる、とした。

この結果頒曆商社は莫大な損失を蒙ったため、政府は明治七年曆以後九年間の独占製造販売権を与えた。そして、いよいよ明治十六年曆から、しかるべき発行者を決定することになり、伊勢神宮に白羽の矢が立てられた。

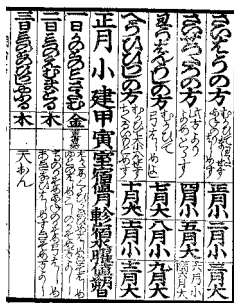
すなわち、本曆（正式の官曆）と略本曆（一般向けに省略した曆）は明治十六年曆から伊勢神宮が頒布すること、ただし、一枚摺の略曆は一般の出版物として誰でも発行できることとなった。

伊勢神宮では本曆・略本曆の製造頒布の準備を進め、大麻と同じ取扱いで清浄厳肅の内に毎年曆を製造した。この曆の最大の特徴は科学的・学術的に徹したこと、一切の吉凶に関する曆註を排したことにあつた。

これは改曆の詔書に吉凶の曆註は根拠がなく有害無益であると述べられていることに基づいている。

これに代わって登場したのが、天文学的な記事と、歴代天皇や主要皇族の祭日と全国の





太陰太陽曆(旧曆)による明治六年曆

主要神社の祭礼であった。そして、旧暦時代から継承されたのは、旧暦の日付（明治四十二年まで）と二十四節気と土用・彼岸・社日などの雑節で、新しく七十二候が記載された。本暦の内容は国家の基本暦としてふさわしいものに整えられ、東京帝国大学総長が編纂の責任者となり、原稿は東京天文台において作成し、神宮司庁に交付されることになり、暦の印刷・製本・頒布は神宮大麻局、のち神宮神部署が当ることになった。本暦・略本暦ともに上質の白紙に印刷され、袋綴じにしてある。まことに丁寧な装釘である。

ところで、本暦はともかく、略本暦は初めは農業関係の記事などを加え、一般庶民、ことに農村部への普及を配慮してあったが、あまり人気がなかった。その原因は旧暦（明治四十二年暦までは掲載されていた）と吉凶に

関する暦註が書かれていなかったからである。実は、太陽暦に改暦されて間もなく、旧暦時代に同じく吉凶の暦註を満載した「おぼけ（暦）」と呼ばれる偽暦が出廻り始めた。「おぼけ」には、従来の暦註に加えて六曜（大安や仏滅など）や三隣亡などの新しい俗信をも記載して人気を博した。

さらに、広告付の引札暦や日めくり暦などが流行するようになり、官暦の普及に影響を及ぼした。

三、「神宮暦」の発行

敗戦後、政教分離によつて国家機関が伊勢神宮の暦に直接関与できなくなった。そのため東京天文台では「暦象年表」を発行し、これを「理科年表」「暦部」として丸善書店から公刊するようになった。

一方、神宮司庁では昭和二十二年暦から「神宮暦」として、それまでの本暦とほぼ同じ体裁と内容のものを「大暦」、略本暦にあたるものを「小暦」として編集・頒布することになった。「神宮暦」の呼称は正式にはここに始まる。

このため、神宮司庁では独自の編暦の体制が必要になり、専門家を委嘱するとともに、天文台、海上保安庁水路部、気象庁、三重大学農学部等に資料提供の協力を求め、従来の内容と同じく、科学的・学術的にも優れた暦を作成し、また神社本庁から全国主要神社の祭礼についての資料を得た。

「神宮暦」の製作に当たっては大麻と同様に大切に扱われ、一月八日の大麻暦奉製始祭に始まり、九月十七日に頒布始めの祭儀を経て、翌年三月五日に終了祭を迎える。暦が大麻と共にあるという古来の習慣が維持されているわけである。

「大暦」も「小暦」（農業記事が詳しくなかった）も従来の内容を保持していると述べたが、特に一切の吉凶に関連する記事を掲載しないことと、旧暦の月日の代わりに月齢を記してある点が大きな特色になっている。これは戦後各地の神社で頒布されるようになった「神社暦」と大きく相違する事柄である。

近年あまり見られなくなったが、農村部を中心に旧暦による行事がかつては広く行われていたし、冠婚葬祭を始めとして各種の行事に日の吉凶を配慮する習慣は根強いものがある。神宮の暦にはこの二者が記載されていないことと、神社本庁、各都道府県の神社庁などを經由しないと、頒布してもらえないなどの不便さは、人々から「神宮暦」を次第に遠ざけてしまった。

この結果、「神宮暦」の頒布数は年々減少し、すでに大分以前から十萬部台を割ってしまっている。神宮では、一年間の旧暦と六曜を一枚に刷ったものを、大暦・小暦に折り込んで、利用者の要望に応えると共に、本来のあるべき姿勢を保持する努力をしている。これは神社と暦のこれからを考える上で参考になることと思われる。（女子美大名誉教授）

## 平成十六年度 教養研修会報告

河野 健明

去る三月十八日、水川神社「呉竹荘」を会場に百二十六名の参加を得て平成十六年度教養研修会が開催されました。

今年の主題は『やさしい神社暦の見方』とし、「暦」を主としながらも暦と関連の深い「家相と方位」まで扱ってみました。

我々が研修会や各種会合を開く時は六曜をまず見ます。氏子の方も初宮詣を始めとした各種御祈願、地鎮祭等の外祭を頼みに来られる時には、やはりお日柄を気にされます。また、新聞・テレビといったマスコミは、必ず二十四節気を話題にします。更には、神社のお祭りも新暦で行うだけでなく、一ヶ月遅れで実施したりもします。

このように暦は私達の生活に密着しており、年末には神宮から大麻と共に暦が頒布され、書店の店頭でも様々な暦が売られていることから、日本人は暦の好きな民族だと言われています。一方、家相・方位は日々社務に携わっていると氏子の方々からよく相談を受ける問題であります。そこで、今回は神社暦について基礎的な知識を学ぶと共に、家相並びに方位の問題にも触れてみることにしました。

午前十時からの開会式に続いて午前の講演が行われました。講師には「暦の会」会長で、

暦に関する著書を多数出されております岡田芳朗先生をお迎えし「神社暦の読み方」という題目でお話をして頂きました。講演は、日本の暦の歴史、暦の仕組、神社暦の見方の三部から成っていましたが、大半が暦の歴史に費やされていたのでこの話を中心に述べさせて頂きます。

日本に限らず暦の始まりはこの国でも自然暦でありました。山に残る雪の形や花の咲く頃を目安に農業・漁業が営まれておりました。この自然暦は今でも使えるものの地域が限定され共通化出来ないといった欠点がありました。

お隣の中国では古くから天文学や暦法が発達しており、日本にも百済を通して五世紀頃伝わってきました。七世紀後半になると中国にならぬ律令制が整えられ、暦に関する役所(中務省陰陽寮)が設けられることとなりました。それまでの暦(具注暦)は中国伝来のままの漢字表記で難解なものでしたが、平安期に入ると仮名文字の広まりにより仮名暦も登場してくることとなりました。続く鎌倉時代には武家の台頭や識字率の高まりに伴って暦の需要が増え、それまでの書写から印刷されたものが普及するようになりました。

室町時代以降には三島暦・会津暦といった

地方暦が社寺の権威と大名の保護を受けて発行されるようになりました。中でも伊勢暦は御師の活躍もあって広く普及しました。江戸時代を迎えると幕府に天文方が設けられ、ここに至り初めて我が国独自の風土に基づく暦が完成するに至りました。

幕末には暦の発行は四五〇万部にも達しました。長い鎖国が終わり、明治を迎えると暦にも大きな変革が訪れました。西洋との交易・交流の必要から、太陰太陽暦から太陽暦への改暦です。

一方、国家の公式な暦は、明治十六年から神宮司庁から出されるようになりました。公式な暦には一切の迷信・日の吉凶が載っておらず、庶民の間ではそれらが掲載されたいわゆる「おぼけ」暦が人気となりました。さらに敗戦後は現在に続く暦出版の自由化が行われました。

続く暦の仕組では、現在用いられている太陽暦の他太陰暦、太陰太陽暦の説明が行われました。

太陰暦は月の満ち欠けの周期をもとに作られた暦で、一ヶ月は二十九日半、一年が太陽暦より約十一日短くなっています。太陰太陽暦は、太陰暦に二十四節気など季節変化など太陽暦の要素を取り入れて作られた暦です。十九年に七回、閏の月を入れて調整を行います。

最後に神社暦の見方となりましたが、時間の関係で二十八宿・十二直・六曜などの暦注

の説明が駆け足で行われ、午前の講演は終了となりました。

休憩時間中には一階の一室を利用して、岡田先生が収集された暦の史料を展示・解説され、古い史料も多く興味深いものでした。

午後からは、東京易占学院より学院長の佐藤史佳先生をお迎えし、「家相と方位」の題目でお話を頂きました。

話は一白水・二黒土などのその人その人の九気性(息)を知ること、分からない場合の調べ方、九気性の規則的な進行の仕方、物事を中心をなすと考えられた「木・火・土・金・水」の五行、五行と九気性の関係等の人の運勢を占う上での基本的な考えから始まり、その後具体的な例を交えて家相の吉凶について話を頂きました。

講演後の質疑の時間では、日常の社務に於



ける家相の質問を中心に活発な意見交換が行われました。

このようにして十六年度の教養研修会が終わったわけですが、午前の講演では時間がやや足りず本論の神社暦の見方について充分お話をさせて頂けなかったこと、午後の講演は、基礎知識を持ち合わせている方にはもの足らず、初めての方にはややわかりにくいといった意見を皆様より頂きました。時間の配分と焦点の絞り込み、具体例の話を多めにする必要があるのだなと反省し、今後研修を行う上で生かしていきたいと思えます。

◎講師先生の略歴

岡田芳朗先生

昭和五年、東京都生まれ。早稲田大学教育学部卒業。同大学大学院文化研究科修了。専攻は日本古代史。現在、女子美術大学名誉教授、暦の会会長。著書に「現代こよみ読み解き事典」「暦ものがたり」「日本古代史の諸問題」など多数。

佐藤史佳先生

昭和十年、東京都生まれ。昭和四十年代、観象学人先生に師事し観象学・易学を修得。同五十三年、東京易占学院開講に参画。現在、東京易占学院学院長、下田龍神宮宮司。著書に「高島観象運勢暦」「宝運暦」「幸運暦」「易学への近道(天の巻・地の巻)」など多数。

(教化事業部長)

神宮大麻・氏神様御神札啓蒙暦案内

北足立支部

当支部では大麻・御神札増頒布事業の一つとして、表紙をカラー、本文にはイラストを多用した視覚に訴える暦を作成しました。表紙の内容は神宮・遷宮に関するもので、平成十八年暦は「お木曳き」です。毎年変えます。昨年、管内神社から約一万六千部の申込みがありました。大麻・御神札の増体は長い年月をかけて継続してこそ効果のあがるものであり、暦は啓蒙媒体としてふさわしいものと考えます。

是非ご検討の上お申込み下さい。

一部七十五円。本文三十二頁、B6判。

申込締切 六月三十日

問い合わせ 北足立支部暦委員会

石山 信 昭

電話 ○四八―四七八―三四九八



## 寄稿 教育基本法の改正

澤田 豊行

### 教育基本法をめぐる動き

教育基本法は、昭和二十二年三月三十一日に制定され、子供たちは新しい教育制度のもとに民主主義教育を強く教え込まれた。今日では、民主主義の言葉もあまりいわれなくなっているが、当時は自由な言動が飛び交い、文部省・教育委員会と日教組とが対立していた。すでに昭和三十一年には教育基本法改正の考えも出されてきたが、臨時教育審議会がつくられた五十九年になっても教育基本法の改正の話は具体化しなかった。

も高まり、十六年十一月二十九日には、国会議員や地方議員が多数集り、三百五十万国民の署名簿を前に決起大会が開かれた。本年三月には、超党派の国会議員をはじめ多数の人々が集まり、議員立法に少しでも法案を提出したいと意欲を示している。このところ「新しい教育基本法を求める会」や「日本の教育改革有識者懇談会」などからも活発な活動や要望が多く出されている。

### 教育基本法の見直し

基本法と呼ばれる法律は、戦後二十四本も作られているが、昭和三十六年に施行された農業基本法のように、法律名を変えたり、五年毎に基本計画を見直して時代の変化に即応できるようにしている法律もある。教育基本法は制定以来改正されることなくそのまま引き継がれている。教育基本法の前文には、日本国憲法との関係が明示されており、教育関係者等には、この法律の改正に消極的な人がある。しかしながら、青少年や教育の現状を見た時、わが国でも国をあげての教育改革を進める必要がある。教育理念・重点を明示し、教育振興をはかるように、教育基本法を見直し、教育振興基本計画を策定し、教育改革を是非進めてほしい。

### イギリス・アメリカの教育改革

日本の教育水準が高く評価されていた頃、両国は教育危機にさらされており、国家の重要課題として国を挙げて教育に取り組んだ。

イギリスの教育は一九八八年にサッチャー首相の教育改革法により変った。植民地支配などの自虐史観から栄光の歴史教育を行うこととして、イギリス国民としての自信を若者に持たせるようにした。大規模な教育改革法や全国共通試験の実施、教育水準局や教員養成委員会を創設したり親に学校選択権をもたせると共に各家庭に責任をとらせる施策を進めていった。教育改革を受け継いだブレア政権も国の責任において様々な教育施策を断行し七歳・十一歳・十四歳・十六歳時の全国共通学力試験を実施・公表して順位をつけるなどして学力向上につとめている。

アメリカの教育改革は一九六〇年代までは、生徒の自主性重視・子供中心の教育が行われていたが、生徒の学力は低下し、校内暴力・麻薬・十代の妊娠など規律が乱れていた。国家の危機ととらえたレーガン大統領は教育の再生に力を注いだ。麻薬や暴力に対して寛容なしの厳罰を与え、基礎学力の重視、学力達成基準の設定・純潔教育の推進等を行った。

わが国も両国に学び、教育基本法等を見直し、教育改革を行っていく必要がある。

(教神協会長)



11月29日の決起大会



# 神道青年会「お田植祭」記

山田 禎久

埼玉県神道青年会（高麗文康会長）主催の

ご神田行事「お田植祭」が五月十四日、日高市内のご神田において開催された。この行事は「食への感謝と祭りの心の涵養」を目指して昨年来行なわれてきたもので、今年是一般家庭の親子約一五〇名を含めた総勢二〇〇名が参加した。今回、行事の趣旨をわかりやすく伝えるために様々な趣向を凝らしたが、特に会員二名が扮した「ナマハゲ」が登場した部分を中心に記したい。今回ナマハゲが登場させるにあたり、二月に会員六名が秋田の地に赴き、その所作を研修した。また身に纏う蓑もその折に指導を仰ぎながら手作りしてき



齋場に登場したナマハゲ

たものである。

場面は祭典の中盤。子供達が全員で齋田に向かい切麻を散供し終えて列に戻った時である。齋場に鳴り響く激しい太鼓の音と共に、蓑を纏い御幣を手にした二匹のナマハゲがうなり声を上げながら登場した。突然現れたナマハゲの恐ろしい姿に、ある子は泣き出し、ある子は逃げまどう。「食べ物を粗末にする子はいないか」「親の言うことを聞かない奴はいないか」列の前に立ち止まったナマハゲは、二名の子供を名指しすると、それぞれ事前に親から聞いておいた日頃の行状を読み上げ、戒めた。「日曜の朝だけ早起きをする」「弟に自分の玩具を使わせない」など、具体的に指摘された子供は恐怖に顔を歪めていた。その後ナマハゲが見守る中、子供達は揃って祈願詞を奏上し、親の言うことをよく聞き、ご飯を残さず食べること、力を合わせて田植えをすることを誓い、神々の力で秋には豊かな稔りが得られますように、と声を合わせて祈った。その後、泥だらけになりながらイセヒカリの早苗を植え終え、神道婦人会の協力を仰ぎ炊き出した昨年の収穫米で握ったおむすびを頂き、解散となった。

今回の祭典では、忌火起し・神饌調製・斎田清祓・祈願詞奏上・撒饌等、参加者が直接



奉仕する形をとった。折々の祭りを通して心を豊かにし、目に見えぬ神々との関係を培ってきた先人達の思いを、実体験を通じて僅かながらも伝えられたことと思う。

撒饌時、祭壇の奥に突然小さなつむじ風が起きた。子供達の撒いた切麻が白い渦を巻きながらひらひらと舞い上がっていくさまに、何とも言えぬ神々しさを感じた。

(ご神田行事統括責任者)

## 平成十七年度神社庁事務方針

前原利雄

去る三月十一日、定例の埼玉県神社庁協議員会が開催され、園田庁長の方針に基づく平成十七年度の予算が承認可決され、新年度の活動がスタートした。ここに右の協議員会の報告を兼ねて今年度の庁務方針について概要を報告する。

先ず、協議員会での新年度予算大綱について、新年度予算は、歳入では前年度よりの繰越金を前年比三百万円増と見込むも、神宮大麻の大幅減体により総額で減額予算（前年比二百二十万円減）となっており、歳出において庁費事務関係費を出来る限り削減し、昨年の台風・地震による罹災神社復興義捐金支出分を補填し、教化関連諸費は前年同額を確保するとともに、神宮式年遷宮並びに神社庁設立六十周年記念事業（議案提出―承認可決）を踏まえての予算編成とした。

その関連質問として、①神社庁規程及び細則並びに会計書類の開示について ②神社庁舎の改築について ③協議員会（審議内容等）報告について その他 ④役員選挙における不在者投票について ⑤支部長協議員の任期について、それぞれ質問があった。

これら協議員会における質問については、その都度庁長及び事務局の答弁をもって了承された。

尚、予決算（収支計算書）については、例年九月に開催の神職総会の際、業務報告とともに報告の予定にて、ご承知おき願いたい。

平成十七年度は、現役員任期の二年次を迎えることから、「彩の国お宮宣言」三項目の実践の年と捉え、総代会をはじめ関係諸団体とも緊密な連携を図りながら、従前より継続する諸事業の積極的な推進と神宮式年遷宮への啓蒙・広報活動に加え、早ければ来年にも立ち上げられるであろう式年遷宮奉賛会の募財活動に向けての準備や、明年迎える神社庁設立六十周年（併せて埼玉県神社総代会設立五十五周年）の記念式典の開催と記念事業の実施を計画している。

この記念事業については現在、正副庁長・理事からなる同記念事業検討委員会（中山高嶺委員長外六名）で明年春までに取り纏める方向で検討頂いている。

また、教化活動については、各支部をはじめ教化委員会や研修所講師会などの全面的な協力を得て、各種研修会・お宮と親子の集いの開催、神話カレンダー・総代向け教化冊子などの作成、神社庁ホームページの管理運営と更新など更なる内容の充実に努めて参りたい。

今年度も、各位の尚一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

（神社庁参事）

## 平成17年度 教化研修会開催案内

摸擬 埼玉県神社庁長選挙に投票しよう！

教化研修部（選挙管理委員会）

仮想してみてください

時は平成二十六年

昨年、第六十二回神宮式年遷宮が無事に執り行われた。神社界では式年遷宮を国民的行事として様々な教化活動を展開した。しかし、国民の関心度は我々の期待を裏切るものだった。物質文明に生きる現代人は「物」を信仰し、「物」が唯一の神なのである。核家族化が進行し個人の主張が尊重され地域社会は崩壊した。各神社の求心力は低下し、祭は形骸化しつつある。その様な現状の中では、式年遷宮が国民の心に届かなかつたのも道理である。

また、神社本庁内では「遷宮の費用は皇室の内廷費から拠出されるべきだ」と主張する一派が台頭している。県内においては、平成十六年の明治神宮の神社本庁離脱をきっかけに後を追う神社が続発し、支部制度は廃止された。さらに、鎮守の森は、酸性雨ならびに地域住民からの落ち葉・鳥等の苦情により大きく減少した。

この問題山積状態の中で、組織を改革し、社会に神社神道を宣揚する新リーダーが求められている。今回、選挙において各候補の決意と神社界の進むべき方向性を確認し、これは！という候補者に一票を投じてみよう。当選者は、選挙管理委員会が埼玉県神社庁長に任命致します。それはあなたかもしれません！（候補者・支援者・有権者は研修参加者全員です）

日時 九月五・六日 場所 三峰神社  
参加申込み 八月十日締切（支部事務局まで）

庁務日誌抄

3・5 神宮大麻頒布終了祭並びに神宮大麻春季推進会議 前原参事出席 於 神宮  
 3・7 一都七県中堅神職研修 開講式 園田庁長 於 神宮  
 参列 吉田 新・茂木治男・小野田陽一・高麗 文康・杉浦雅長 五名受講 於 明治神宮研修所  
 神政連三十五周年記念事業(皇席勤勞奉仕) 於 神宮  
 中山本部長・山田禎久・河野健明青年隊員参加  
 正副庁長会・総代会臨時役員会  
 協議員会・神政連代議員会、身分昇進者証書伝 達式 於 大宮 清水園  
 北足立支部祭式研修会 十四名受講 於 大宮 氷川神社  
 浄階一級授与式 金鑽和夫宮司出席 於 大宮 氷川神社  
 庁長懇話会・本庁役員会他 園田庁長出席 於 本庁  
 3・17 神政連一都七県本部長・幹事長・事務局長 会 中山・曾根原・前原出席 於 本庁  
 3・18 教養研修会 一・二名受講 於 神奈川県奥湯河原 全国神社庁長会、「皇室」普及委員会 於 大宮 氷川神社  
 園田庁長出席 於 本庁  
 神政連本部四役会 中山本部長出席 於 本庁  
 一都七県神社庁事務職員研修会 於 本庁  
 前原・宮澤・渡邊・高橋 於 栃木県湯西川 大里支部第二区総代会 渡邊主事出席 於 花園町  
 3・27 自民党県連政治対策セミナー 前原参事出席 於 大宮パレスH  
 3・28 國大院友神職会役員会 於 大宮 氷川神社  
 教化委員会正副部長会 於 大宮 氷川神社  
 県総代会發議・支部長懇話会 於 大宮 清水園  
 神政連本部四役会 中山本部長出席 於 本庁  
 神政連本部役員会 中山本部長出席 於 本庁  
 神社庁設立六十周年記念事業第一回検討委員会 役員・支部事務担当者会 於 大宮パレスH  
 本庁評議員一都七県の会 園田・中山 東二井・前原出席 於 明治記念館  
 県宗連理事会 園田庁長・宮澤主事出席 於 浦和  
 二國神社春季例祭 園田庁長参列 於 大宮 清水園  
 教化委員会委員総会 於 大宮 清水園  
 二國訴訟東京地裁判決集會 宮澤主事出席 於 二國神社

4・26 27 全国神社総代会幹部研修会 於 京都  
 井上会長・前原参事参加  
 5・6 神社関係者大会打合せ会議 渡邊主事出席 於 岡部町  
 5・8 解脱会春季大祭 園田庁長参列 於 川越・氷川神社  
 入間支部総会 前原参事出席 於 日高市  
 神青会御神田行事 園田庁長参列 於 日高市  
 一千万家庭神宮大麻奉斎運動モデル支部制度打 合せ 桜井北足立支部長・古田事務局長来庁  
 全国神社総代会代議員会・本庁役員会 園田庁長・井上総代会長出席 於 本庁  
 本庁表彰式 園田庁長以下六名受賞 於 本庁  
 5・17 本庁評議員会・庁長会・班斂式 於 赤坂プリンスH  
 5・18 20 本庁評議員会・庁長会・班斂式 園田・中山・東二井・井上 各出席 於 本庁  
 大里支部第二区総代会 渡邊主事出席 於 深谷市 庁会計監査 於 大宮 氷川神社  
 5・20 北足立郡市連合神社氏子総代会 渡邊主事出席 於 川口市  
 5・26 児玉郡市氏子崇敬者総代会大会 前原参事出席 於 児玉文化会館  
 5・28 東郷神社式年大祭 園田庁長参列 於 大宮 氷川神社  
 5・31 庁研修所講師幹事会・例会 於 大宮 氷川神社  
 神社支部長交代  
 このたび神社支部北埼玉支部長 田島邦夫氏辞任に伴い、四月二十二日付の同支部神職総会において、後任支 部長(庁理事)として同支部 南條喜三郎八幡神社宮司 が就任したことを報告します。  
 尚 任期については残任期間の平成十八年度迄となり ます。  
 身分昇進(敬称略)  
 特級(浄階) 秩父神社宮司 園田 稔 (二月一日付)  
 一級(浄階) 金鑽神社宮司 金鑽 和夫 (三月一日付)  
 二級上 箭弓稲荷神社宮司 澤田 昌生 (三月一日付)  
 寶登山神社宮司 中山 高明  
 小鹿神社宮司 宮田 明久  
 稲荷神社宮司 恩田 隼脩  
 三島神社宮司 横田 久雄 (三月十日付)  
 前玉神社宮司 田島 邦夫 (四月二十八日付)  
 二級 出雲伊波比神社欄宜 原 章  
 御嶽神社宮司 滝田 民夫  
 氷川神社宮司 恩田 宏  
 久伊豆神社欄宜 馬場 昭子

任	免	本務替	転出	帰幽	任	任
4・1	3・16	4・1	4・1	4・1	4・1	4・1
笹河 孝聖	大西 俊之	茂木 貞純	茂木 貞純	八幡神社欄宜	松本 隆	水川神社欄宜
北足立	北足立	北足立	北足立	押田 忠信	宮本 孝雄	氷川神社欄宜
鹿兒島県へ転出	北海道へ転出	八幡神社欄宜	八幡神社欄宜	楠田 貞彦	伊藤 雅浩	寶登山神社欄宜
		三輪神社宮司	三輪神社宮司	須長 二男	大澤 宣彦	三輪神社宮司
		八坂神社宮司	八坂神社宮司	須長 二男	伊藤 雅浩	寶登山神社欄宜
		古宮神社宮司	古宮神社宮司	田島 邦夫	日枝神社欄宜	日枝神社欄宜
				田島 邦夫	前川神社欄宜	前川神社欄宜
				田島 邦夫	氷川神社欄宜	氷川神社欄宜
				田島 邦夫	氷川神社欄宜	氷川神社欄宜

神社所在地記載確認のお願い  
 諸般の事情により、登記簿ならびに神社規則に記載されている神社所在地に変更が生じている場合は、訂正が必要となりますので、すみやかに本社まで御連絡下さい。





## 埼玉の社叢

騎西町玉敷神社社叢ふるさとの森

北埼玉郡騎西町騎西五五二

水田地帯が広がる騎西町の中心地騎西に鎮座する玉敷神社は式内社として、かつては正能村にあったが、天正二年に上杉謙信の焼き討ちに遭い、私市城の大手門前に遷されたが、元和四年ころ現在地に遷された。その後も騎西領四八ヶ村の総鎮守として信仰されてきた。

当社の社叢(一・五六杉)は、昭和五十七年三月、県の指定を受けた。林相はシラカシ、スタジイを中心とした当地方の極相林を示す。その他の植生はスギ、ヒノキ、イヌシデ以外、ヤブツバキ、サカキ、クスノキ、ネズミモチなど大部分が常緑広葉樹で占められている。

また、社殿の西側には、樹齢五百年と推定される二本の大銀杏があり、約三〇メートルの樹高があることから、古くからのあたりの人々は当社の銀杏が色づくのを見て、麦播きの時季が来たことを知ったという。昭和五〇年には「町の木」に制定され、同五十五年には町指定天然記念物に指定されている。このほか、樹齢四百年と推定される県指定天然記念物の大藤がある。

